

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称：社会福祉法人立正福祉会 立正保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 清家 傳子	定員（利用人数）：120名（146名）
所在地：宇和島市神田川原新4番地	Tel 0895-22-1377

### ③実地調査日

平成21年 7月 6日（月）～7日（火）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

昭和21年の開設以来、本園の保育サービスは一貫して子どもの育ちとその背後にある家庭支援に置かれ、常に保育施設として最大限の努力を行ってきた。併せて地域の福祉・保育ニーズにも目を向け、世代間の交流や地域子育て支援センター、さらに園庭開放事業などにも早くから取り組み、とくに休日の園庭開放は利用する保護者の声を汲み上げ、子育て支援事業の柱の一つとして発展的に継続させている。本園を利用する子どもやご家庭だけでなく、地域の福祉・保育ニーズに応えたこれらの努力は、明るく積極的な職員の姿とともに、地域から信頼され開かれた保育所として特に高く評価できる。

一方、本園は裏山に広がる四季折々の自然や園内の古木や草花、カルガモ等の小動物に触れたり、子どもたち自らが野菜を栽培したり自然の恵みを収穫したりなど、自然を積極的に子どもの生活体験に取り入れ、友だち関係の中での社会性や心の育ちにつなげたいという願いをもって努力している。

#### ◇改善を求められる点

保育サービス全般、その他子どもの安全を確保するために本園が実際にされているさまざまな努力を包括的・系統的に整理され、必要なものについては内容の充実を図ることが望まれる。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、全職員が自己評価を行い自己の保育内容の見直しを図るとともに、地域福祉としての保育サービスの在り方を再確認することができた。

基本方針が全職員の共通理解のもとに、PDCAサイクルを活用し組織の体制化を図ることの必要性を感じた。さらに、中・長期計画については、具体的に明文化し組織全体で取り組んでいきたいと思う。

職員の資質向上のため、それぞれの職員が必要と思われる研修に参加してきたが、今後は計画的に図式化し、さらに保育の向上に努めたいと思う。

標準的なサービスの実施は、安心や安全に関する配慮としてまた、保育の質を高める目的として、職員参画のもと活用しやすいマニュアルを作成することを今後の課題として取り組んでいきたいと思う。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

## I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a・(b)・c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a・(b)・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	(a)・b・c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	(a)・b・c

## 所見欄

法人の理念は確立し定款に明文化されている。本園の理念、基本方針についてもそれに沿った整備が望まれるが、職員や保護者に対する説明は、年度当初の職員会や保護者会で適切に行われるとともに、年間を通した園内諸会議および保護者会等で継続的に確認し周知が図られている。

## I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a・b・(c)
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・(c)
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	計画の策定が組織的に行われている。	a・(b)・c
I-2-(2)-②	計画が職員や利用者等に周知されている。	(a)・b・c

## 所見欄

保育環境や保育サービスの向上へ向けた中・長期ビジョンは文書化されてはいないが、一部職員間だけでなく、職員会や保護者会でも表明され共有されている。事業計画は実現の見通しがついた時点で職員会で管理者から説明され、そこで出された意見はできる限り事業に反映させるよう努めている。  
保護者への説明は、事業実施が確定してから懇談会や園だより等で説明・報告し周知している。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	(a)・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	(a)・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	(a)・b・c

(保育所版)

所見欄

管理者は率先して保育サービスの質の向上に取り組み職員からの信頼も厚いが、同時に職員の意見を汲み上げる独自の仕組みができています。  
また、年度末に経営と業務の評価・見直しを行い、クラス運営の効率化と働きやすい環境整備に努めています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

所見欄

園経営を取り巻く情報は保護者との日常のやり取りをはじめ、園内外に積極的に求めて収集・分析し、中・長期ビジョンおよび年次事業計画へ反映させ健全な園経営に努めている。また、園の経営状況については会計・経理に豊富な経験をもつ監事2名の指導助言を受けている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

人材の確保・育成は、法人の基本方針を踏まえ積極的に取り組まれている。個々の職員の教育研修については今後本園にふさわしいあり方が検討されることも意義あることと思われる。  
次代の人材を育成する保育実習は担当者を配置し、養成校と連携しながら積極的に取り組み、実習生の主体的な実習体験となるよう配慮して運営されている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・Ⓑ・c
II-3-(1)-③ 施設として、災害に対応できる能力を有している。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの安全確保については管理者を中心に積極的に取り組み、安全対策や避難訓練等を定期的に見直し、実効性を高める仕組みができています。  
年中以上の子どもたちは毎月実施される避難・予防訓練を通してその意味をよく理解し、事故や災害に際しては主体的に動ける力が育っているとのことであり、その努力は積極的な訓練の成果として評価できる。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

地域における子どもの現状や福祉・保育ニーズの情報は、本市児童福祉・教育に関する組織や地域の民生児童委員や主任児童委員等から得たり、本園および附設の地域子育て支援センター利用の保護者からは要望として直接聞くことが多い。すぐに実施できると判断された事業は即実施するなど、地域の福祉・保育ニーズへの対応は積極的かつ迅速である。  
なかでも園庭開放事業は、休日にも開放してほしいという地域子育て家庭からの声に応え実施している。休日開放は県内で本園のみであり、父親が子ども連れで利用する姿が見られるなど、今や子育て支援の柱の一つとして定着している。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

利用者を尊重したサービス提供の基本姿勢は法人定款および本園理念で明文化され、園内諸会議や研修等機会あるごとに確認し周知している。プライバシー保護については、年齢や育ち、安全面への配慮等を踏まえ実施している。

利用者の満足は、年度末に行う保護者対象のアンケートや年間各行事の後の感想、あるいは個別の相談や要望等により把握し、事業展開や園運営に反映させている。

とりわけ要望や苦情の解決に当たっては、本園「実施要領」に基づき「いつでも何でもどうぞ」という基本姿勢で対応している。また第三者委員を加えた迅速な対応を心がけ、結果は申し出者の了解と匿名性を確保した上で園だよりやホームページで公表する仕組みが整備されている。

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・b・Ⓒ
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・Ⓒ
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育実践は質の向上を目指して定期的に見直しているが、今年度は新指針に対応した「保育士のための自己評価チェックシステム」の実施による気づきがあった。福祉サービス第三者評価受審を通して課題をさらに明確にし、保育の質向上に向け積極的に取り組みたいと考えている。

各保育場面における標準的な実施方法の文書化については、実践経験の長い職員の多い本園においてはこれまで特にその必要性を感じなかったが、今後は本園にふさわしい形と内容を検討していきたいと考えている。

保育の記録については丁寧に記録され適切に保管されている。個人情報も適切に管理され、同時に必要な情報は職員間で共有され、配慮の必要な子どもの保育には園全体で取り組む態勢ができている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育所選びに必要な情報は適切に提供され、来園者にはしおりを配付し、わかり易い説明を心がけている。保護者等の見学の希望はできるだけ受け入れ対応するよう努めている。

また転園等の際は本市担当課へ書類によって連絡するとともに、特に保育を終了するご家庭に対しては、本園の一般家庭向け保育事業についてしおりを手渡しして利用を促すなど、退園後の継続的な支援にも力を注いでいる。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(1)-②	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

指導計画は、本園入所前後に得られた情報と入園後の情報とがアセスメントされ策定されているが、最終的に管理者と主任が検討し必要な助言と修正を行うという仕組みが確立している。また月1回行われる見直しの結果を翌月の指導計画へ反映させるというサイクルに沿って適切に運営されている。

**A-1 子どもの発達援助****1- (1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

地域の実態や保育指針、本園の基本方針や保護者の意向等を踏まえて保育課程が作成され、それに沿って指導計画が作成され実施され、定期的・継続的に評価・見直されている。入園前の保育体験や、いわゆるならし保育は柔軟にとらえ、子どもと保護者に無理のない対応を心がけている、

**1- (2) 健康管理・食事**

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

健康診断、歯科健診は法令通り実施され、その結果は確実に保護者に知らされ、必要に応じて早期受診を促す等適切に運営されている。受診結果は確認し指導計画および保育に反映させている。

また、園での食育を含む子どもの食生活全般を検討するため給食検討会を置き、食材は旬のもの・地産地消を基本に、担当者による喫食状況の観察等を行い、結果が献立作成や調理方法の工夫に生かされる仕組みとなっている。

園での食生活には、行事食をはじめ、さまざまな工夫が見られる一方、自分の体や食べ物、消化の仕組みなどを楽しく学ぶ機会が適宜取り入れられている。

感染症発生時の対応やアレルギー症状のある子どもの除去食等の対応には細部にまで配慮が行き届き適切に管理運営されている。

## 1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	a・Ⓑ・c

## 所見欄

室内、園庭、砂場などそれぞれに工夫され、年齢にふさわしい生活ができるよう安全面・衛生面に配慮の行き届いた環境が整備されている。本園背後にある裏山は子どもたちが自然や動植物に触れ、花や野菜を育てるなど豊かな体験の場として有効に活用されている。

## 1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかわかれるような取り組みがなされている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a・Ⓑ・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

指導計画には子ども一人ひとりがしっかり捉えられ、子どもが主体的に遊べるよう、子どもの目の高さで玩具や絵本等が配置されている。人権への配慮や異文化の理解、性差等は、日常の園生活では「みんな同じ」という自然な感覚で保育している。

別棟の乳児保育室は落ち着いた生活環境が確保されており、担当者を固定するなど乳児が安心して過ごせる環境づくりを心がけている。幼児保育でも15時以降はゆったり落ち着いて過ごすなど、延長保育利用児のみならず長時間を集団で過ごす子どもたちへ配慮して保育している。

現在障害児保育の対象となる子どもはいないが、発達に不安のある子どもの保育は専門機関と連携しながら、園全体で保育に取り組む態勢が整備されている。また、縦割り活動を意図的に取り入れ、異年齢の交わりを通じた社会性の育ちを促している。



**A-2 子育て支援****2- (1) 入所児童の保護者の育児支援**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	㉠・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	㉠・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	㉠・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	㉠・b・c

## 所見欄

保護者会やクラス役員会、家庭訪問等を通じて要望や意見を把握し、よりよい子育て支援を心がけている。現在虐待への対応は本市要保護児童対策地域協議会を中心に支援ネットワークづくりの段階であり、対応が必要な際には連携して支援する仕組みとネットワークができつつある。本園内では子どもの身体や持ち物などを日ごろから観察し、早期の気づきと支援につなげるよう努力している。

**2- (2) 一時保育**

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	㉠・b・c

## 所見欄

一時保育利用者はほとんどが乳児であるが、通常保育児と十分交流できるよう配慮している。

**A-3 安全・事故防止****3- (1) 安全・事故防止**

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	㉠・b・c

## 所見欄

本園での子どもの事故、感染症等に対しては、管理者のリーダーシップのもとにマニュアルに沿って担当部署・担当者が配置され、徹底した安全管理を心がけ、事故や災害の発生への備えもできている。また、本園主要出入口等に防犯カメラを設置し、モニター監視により不審者侵入対策を強化している。

(保育所版)